

広島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町小用二丁目八三三六番九地 先から		五・〇〇〇 四・三〇〇	二四・三二〇		
江田島市江田島町小用二丁目八五二五番九地 先まで	七・〇〇〇		二三・三二〇		拡幅